（金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令及び金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第七条　次に掲げる府令の規定中「第十一条の四十七第四項」を「第十一条の六十六第四項」に改める。

一　金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）第二条第一項第七号

二　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）第二条第一項第七号

（公認会計士試験規則の一部改正）

第八条　公認会計士試験規則（平成十六年内閣府令第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び第十二号から第十四号まで」を「、第十二号及び第十三号」に改め、第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同条第二項第三号を削り、同項第四号中「前項第十三号」を「前項第十二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前項第十四号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第四号とする。

（信託業法施行規則の一部改正）

第九条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第二項中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改める。

第三十条の十二第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

第四十条第四項及び第五十三条第四項の表第四十条第四項の項中欄中「金融機関代理業者」を「金融機関代理業者等」に改め、「農林中央金庫代理業者」の下に「並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」を加える。

第七十二条第二項第一号中「金融機関代理業者」を「金融機関代理業者等」に改める。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

第百二十三条第一項第十八号ニ中「第十一条の十第一項」に、「第十一条の十二の三第一項」を「第十一条の三十一第一項」に改め、同項第二十二号中「農林中央金庫代理業者」の下に「並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。第二百八十一条第十号において「再編強化法」という。）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」を加える。

第百五十三条第一項第七号ホ⑷中「第十一条の四第二項」を「第十一条の八第二項」に改める。

第百五十四条第四号中「第十一条の四十七第一項第五号」を「第十一条の六十六第一項第五号」に改め、同号ホ⑷中「第十一条の四第二項」を「第十一条の八第二項」に改める。

第二百八十一条第十号中「農林中央金庫代理業者」の下に「並びに再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」を加える。

別紙様式第二十号第3面注意事項6、別紙様式第二十号の二2注意事項6及び別紙様式第二十一号2注意事項6中「第21号に掲げる者」の次に「及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社」を加え、「令第17の12第1項第7号」を「令第17条の12第1項第7号」に、「第16条第1項第5号前段」を「第6条第1項第5号前段」に改め、同注意事項11中「まで」の次に「及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社」を加え、「借入金」を「借入金の額」に改める。

別紙様式第二十一号の三1⑺注意事項8中「適格機関投資家以外の者」を「第233条の3各号に掲げる者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（公認会計士試験規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　農業協同組合中央会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の農業協同組合法（以下「旧農協法」という。）第七十三条の十五に規定する農業協同組合中央会をいう。以下この項において同じ。）は、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「令」という。）第一条の二に規定する内閣府令で定める法人とみなし、農業協同組合中央会において旧農協法第七十三条の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士として行った農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査は、令第一条の二に規定する内閣府令で定めるものとみなす。

2　存続中央会（改正法附則第十条に規定する存続中央会をいう。以下同じ。）は、令第一条の二に規定する内閣府令で定める法人とみなし、存続中央会において改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第七十三条の三十八第一項の規定により置かれた農業協同組合監査士として行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査は、令第一条の二に規定する内閣府令で定めるものとみなす。

府令・省令

内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項の規定に基づき、並びにフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）を実施するため、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代
防衛大臣　中谷　元